

平成28年度 軽自動車税のお知らせ

平成26年度から続く税制改正により、平成28年度からも税率が変わります。

平成27年度に見送られた原動機付自転車、二輪車、二輪小型自動車、小型特殊自動車の税率の引き上げや、軽自動車について経年重課税やグリーン化特例が適用されるようになります。

下記のとおり、現行と改正後の比較表等にまとめましたのでお知らせします。



1 原動機付自転車及び二輪車等

車 種		平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50ccを超え90cc以下	1,200	2,000
	90ccを超え125cc以下	1,600	2,400
	三輪以上（ミニカー50cc以下）	2,500	3,700
軽自動車	二輪のもの（125ccを超え250cc以下）	2,400	3,600
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000	6,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900

2 三輪及び四輪以上の軽自動車

軽自動車について、新車新規検査から13年を経過した車両の年税額の引き上げる経年重課課税が適用されます。動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用（ハイブリット）のもの及び被けん引車は除きます。また、平成28年度のみ、平成27年度中に最初の新規検査を行った軽四輪等について燃費性能に応じたグリーン特例（税の減額）も適用されます。

車 種			平成27年度		平成28年度					
			H27.3.31 以前の 新規登録車	H27.4.1 の新規 登録車	H27.3.31 以前の 新規登録車	H27.4.1 以降の 新規登録車	13年経過 (重課税率)	グリーン化特例(28年度のみ) (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けたものが対象)		
								75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	三輪のもの		3,100	3,900	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000
	四輪以上 のもの	営業用(乗用)	5,500	6,900	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		自家用(乗用)	7,200	10,800	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
		営業用(貨物)	3,000	3,800	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
		自家用(貨物)	4,000	5,000	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800

◎グリーン化特例

（75%軽減）	電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両）
（50%軽減）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+35%達成の貨物車
（25%軽減）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+15%達成の貨物車

◎重課税対象年度

課税年度	最初の新規検査年月日
平成28年度	平成14年12月まで
平成29年度	平成15年1月～平成15年12月まで
平成30年度	平成16年1月～平成16年12月まで
平成31年度	平成17年1月～平成17年12月まで
平成32年度	平成18年1月～平成18年12月まで



【お問い合わせ先】 税務課 ☎2-2452

